浜松市立佐久間中学校
令和７年度 第１回 学校運営協議会

＜次　第＞　※全体進行：教頭

１　会長挨拶

２　校長挨拶

３　委員任命書交付

４　自己紹介

５　浜松市学校運営協議会規則確認

６　議長の選出

７　前回会議録，令和６年度協議会自己評価の確認

８　熟議
(1)学校運営の基本方針について
(2)本校の学校運営上の課題について
(3)夢育やらまいか事業に対する意見書について

９　報告

10　連絡

日　時　　令和７年４月８日（火）１４：３０～

会　場　　佐久間中学校会議室（２階）

◎ 学校運営協議会委員･オブザーバ･ディレクター覧

○委員

会長	髙氏　秀佳	委員	鈴木　千穂
委員(学校支援CD)	奥山　和子	委員	笹野　訓子
委員(学校支援CD)	向坂　美保	委員	片倉　美咲
委員	本家　美佳		

○オブザーバ

大見　　芳	NPO法人がんばらまいか佐久間	長谷川陽子	佐久間図書館
鈴木　充宏	佐久間支所	山本　巌	元公立中学校校長

○ディレクター

新間千代子	校務ｱｼｽﾀﾝﾄと兼務

◎ 年間の学校運営協議会の日程

回	実施日	時間	主な内容
第１回	４月８日(火)	14:30~16:00	・学校運営の基本方針や本年度の協議会の目標の確認
第２回	６月 10 日(火)	14:20~16:00 (含交流活動)	・総合的な学習における各生徒の探究活動への助言を通して教育活動の実際を知っていただき、熟議に活かす
第３回	10 月 23 日(木)	14:30~16:00 (含授業参観)	・授業参観の様子をふまえ、基本方針に照らしての教育活動の評価
第４回	２月 13 日(金)	14:30~16:00	・学校関係者評価に基づく協議と来年度の学校運営の基本方針の承認等

◎ Memo

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年８月２９日

浜松市教育委員会規則第２号

改正　令和５年８月３１日浜松市教委規則第１０号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象学校　協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。

(2) 校長　対象学校の校長（園長を含む。）をいう。

(3) 児童生徒　対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。

(4) 保護者　児童生徒の保護者をいう。

(5) 地域住民　対象学校の所在する地域の住民をいう。

(6) 地域住民等　地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

（目的）

第３条　協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

（設置）

第４条　教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、２以上の学校について一の協議会を置くことができる。

２　教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（協議会の役割）

第５条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

２　協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第６条　校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

２　校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

（対象学校の運営等に関する意見の申出）

第７条　協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

２　協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

３　協議会は、前２項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

（対象学校の運営等に関する評価）

第８条　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成２年浜松市教育委員会規則第６号）第２１条第３項、浜松市立小中学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第１号）第３３条第３項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第３号）第４０条第３項に規定する評価を行わなければならない。

２　協議会は、毎年度１回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

３　前２項の評価について必要な事項は、別に定める。

（委員）

第９条　協議会は、委員１０人以内で組織する。ただし、第４条第１項の規定により２以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員１５人以内で組織することができる。

２　校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前３号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

３　委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

４　委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第１０条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（令５教委規則１０・一部改正）

（委員の解任）

第１１条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

２　校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

３　教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第１２条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第１３条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

（会議の運営）

第１４条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

（会議の公開）

第１５条　協議会の会議は、公開とする。

２　議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

３　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

（研修）

第１６条　教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第１７条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

２　教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

３　教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

（細目）

第１８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 第4回 佐久間中学校運営協議会 会議録（要点記録）

1　開 催 日 時　令和7年2月14日（金）　14時30分から16時00分まで
2　開 催 場 所　佐久間中学校 会議室
3　出 席 委 員　髙氏 秀佳、古尾 春子、奥山 和子、笹野 訓子、向坂 美保、山本 巌
4　欠 席 委 員　平賀むつみ、鈴木 千穂、塩澤 充彦
5　オブザーバー　鈴木 充弘（佐久間支所地域振興グループ長）
　　長谷川陽子（佐久間図書館）
　　大見 芳（NPO法人がんばらまいか佐久間 理事長）
6　学　　校　西田 亮（校長）、鈴木 政晴（教頭）、髙原 英樹（教務主任）
7　傍　聴　者　0人
8　教 育 委 員 会　清水 悠 （教育総務課）
9　会議録作成者　CSディレクター 新間千代子
10　会議記録

司会の教頭から、委員総数9名のうち6名の出席があり、会議が成立している旨の報告があった。また、会長が議長として議事を進行してもらう旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

熟議

（1） 学校関係者評価について（教務主任）

議長の指示により、教務主任から別紙資料に基づき報告があり、委員からは以下のような発言があった。

- 自己評価結果を見ると、生徒、保護者、教員、運営協議会委員のいずれも肯定感が高く、学校教育活動への満足度が高い。不登校、保健室登校の生徒がいないことやいじめ認知数が0であることからも、生徒と教職員の人間関係が良いことがすべての根底にあるように思う。（髙氏会長）
- 不登校やひきこもりなどの問題はないか。（山本委員）
  →登校しぶり傾向がある生徒はいるので、その都度生徒との関わりを大切にし、教員が対応している。生徒同士は適度な距離の取り方が上手であり、その点が少人数の課題でもあると考えている。（教務主任）
- 少人数でも人間関係が良いことが、すべてにおいて良い方向につながっているのだろう。（山本委員）
- 校区の小学校を参観しても同じ様子が見られ、少人数での人間関係づくりがうまくいっていることに感謝したい。（古尾委員）
- 評価項目の内容について、保護者から「分からない」との回答が多い「授業で学んだことを他教科や日常の場面で活用しているか」を見直したらどうか。（髙氏会長）

（2）学校運営協議会の自己評価について（教頭）

議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき報告があり、委員からは以下のような発言があった。熟議の中心は＜評価項目３＞「協議結果について、十分な情報発信を行ったか」に絞られた。

・　協議会の情報発信について制度設計はどうなっているのか。（髙氏会長）
　→協議の結果について地域の理解を得つつ、支援協力を得られるようにするための情報提供を積極的にすることになっている。本協議会の熟議内容を自治会をはじめとする他組織で広く広めてもらいたい。特にどこまでの情報発信をするのか、細かい規定はない。（教育委員会・清水）

・　浜松市のホームページは部署ごとに、知りたい、調べたいと思う人がいつでも閲覧できるような目次になっている。（鈴木オブザーバー）

・　佐久間図書館も、情報発信の方法は掲示物が多い。利用者にアンケートを取ると「ネットで情報を得る」の割合は低い。若い人用にホームページの発信は必要だが、佐久間ではアナログな掲示物が有効。（長谷川オブザーバー）

・　回覧板もよく読む人と全く読まない人がいる。回覧板や病院・店舗の掲示を情報源としている世代も一定数いる。（笹野委員）

・　回覧版や掲示をよく見ている　話題にもなる。頼りにもしている。（古尾委員）

・　協議会の情報よりもむしろ子供たちの活躍や学校の情報を広報していく方が大切。協議会の熟議内容が地域住民に周知されているか、ではなく、熟議した内容が学校経営に反映されているかが伝わればよいのではないか。（大見オブザーバー、笹野委員）

（3）来年度の学校運営の基本方針について（校長）

校長から、来年度のグラウンドデザイン案について、本年度との違いについて説明があり、委員からは以下のような発言があった。

・　『前始末』と『ティーチャーからファシリテーター』とは何か。（髙氏会長）
　→後始末に対して、前始末。事前指導、事前準備、インシデント管理。（校長）
　→ファシリテーターは、回す・振る・皆の意見を吸い上げること。教員が自分だけで授業を回すのでなく、それぞれの子供がそれぞれのやり方で進められるようにする役割、自分の課題に対して取り組んでいけるように準備する役割であること。（校長）
　→分かりやすい言葉で表現するように変更したい。（校長）

・　昔は挙手して発表してまちがえるのが恥ずかしかった。今は、生徒のつぶやきを拾い上げて広げる先生が多くなった。自然な言葉が伝わっていく感じがする。そういうことか。（笹野委員）

・　失敗しないための事前指導ではなく、「失敗してもよい。失敗した原因は何か。」を考えさせるような指導であってほしい。（笹野委員）

・　学校教育目標「こころざしを持ち」は、強弱ではなく「持つことが大事」という捉え方であってほしい。これから社会に出ていく子供たちには、たくましさや競争心も必要になる。切磋琢磨してほしい。（大見オブザーバー）

協議の結果、全員異議なく来年度の学校運営基本方針を承認した。最後に校長より、来年度の留任委員について説明があった。

（4）休日の部活動地域移行について（校長）

校長から、「はままつ地域クラブだよりNo.7」に沿った浜松市の現状について説明があった。質疑もなく、来年度は熟議の柱の１つになっていくことを確認した。

８　浜松市教育委員会教育総務課から（清水）

今後も地域が学校と連携して学校経営を支えていただきたい。教育総務課として、必要な情報提供をしていけるよう適切にフォローしていきたい。

９　連絡

・　夢育やらまいか（CS加算分）について　（教頭）

６万円を終日探究の日のタクシー借り切りに充て、充実した活動ができた旨、報告があった。来年度も同様の活動を実施したいという希望があった。

・　健全育成会だよりの地域掲示について（教頭）

第2回協議会で提案があった「地域への拡大掲示」について、委員が分担して掲示する旨、依頼があった。会議終了後、分担して掲示物を持ち帰った。

・　次回、運営協議会の開催予定（教頭）

次回会議は、令和7年４月８日（火）入学式後、１４時３０分から佐久間中学校会議室で開催する旨の報告があった。

（様式１）

令和６年度　学校運営協議会自己評価表

浜松市立（　佐久間中　）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

『こころざしをもち、共に高め合う生徒の育成』の学校教育目標の下、連携型中高一貫の特色を生かしつつ、さまざまな人と関わりながら高め合える教育活動を行う。

＜評価項目１＞　学校運営の基本方針について熟議することができたか。

西田校長が着任して１年が経過し、学校運営委員からの意見を基に策定された学校経営の基本方針、身につけさせたい４つの力（かかわる力・みつける力・ふかめる力・かなえる力）が明確になった。運営協議会として、どのようにしてその達成へ向かうためにできる支援活動を行っていくか、今ある支援活動の在り方も含め、議論を深めることができた。

また新年度に向け、休日部活動の地域移行について、校長よりその時点での浜松市の方針の説明と本校の方向性が示された。疑問に思うことを率直に質問することができ、しくみを含め理解を深めることができた。

＜評価項目２＞　承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

昨年度に引き続き、学校支援活動を通じて、地域の人･こと･もの、といった教育資源を活用する教育活動を支援することができた。特に総合的な学習の時間の個別探究活動の意見交換会や終日探究の日には、これまでにはない具体的な質問をする生徒の姿が見られ、４つの力が確実に育っている実感が得られた。夢育やらまいか（CS加算）による金銭的な支援をタクシー借り切りに充てたことで、充実した取材活動ができたとの報告も受けた。昨年度の熟議が実を結んだ成果と言える。今後も生徒の活動を充実させるための支援活動を継続していきたい。

＜評価項目３＞　協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

学校だより、回覧板、ホームページによって、学校と協議会の関係をその都度、丁寧に情報発信できている。活動を理解し、快く協力してくれる方がいる一方で、会議でのやり取りまでは地域に広まっているとは言えない部分もある。高齢者が多いこの地区では、社会のデジタル化に追いついていけない難しさもある。また、学校運営協議会、学校支援コーディネーターなどの名称が分かりにくいという声もいただいている。

＜評価項目４＞　今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

生徒に身に付けさせたい力を踏まえ、支援するための人的、経済的サポートのしくみを提案し、地域資源の掘り起こしを進めてきた。少人数だからこそ取り組める活動を継続し、地域とのつながりを常に意識し、生徒一人一人が主役となって輝く学校づくりのサポートをしていきたい。また、学校運営協議会の取組が地域の方々や保護者に十分理解されているとは言い難いので、その点の浸透について力を入れていきたい。

来年度は、令和８年９月から実施される「休日部活動の地域移行」について本格的な準備が必要になる。これも地域との関係が不可欠な活動となることから、学校運営協議会もその一助となれるよう学校と共に議論を重ねていきたい。

令和７年度　学校評価項目　　（学校関係者用）

１ そう思う　２ ややそう思う　３ あまり思わない　４ 思わない　５ わからない

1　目指す学校

①	学校は、生徒一人一人の個性や気持ちを大切にしている。 **【一人一人が主役となって輝く学校】**	
②	学校は、安全で安心できるところである。 **【安全で安心できる温かな学校】**	

2　目指す生徒

【多様な考えを受け止め、多様な見方ができる生徒】・・・かかわる力		
①	生徒は、自分と違う考えの他者を受け止め、多様な見方をしている。	
②	生徒は、自分の思いや意見を表現したり他者の考えに触れたりして、広い視野や多様な視点で考えようと努めている。	
【自己決定にもとづき、主体的に行動できる生徒】・・・みつける力		
③	生徒は、自分の役割を責任を持って果たそうとしている。	
④	生徒は、何事にも全力を尽くし、課題や目標に向かって計画を立て実行している。	
【未知の状況にも対応できる実践力をもった生徒】・・・ふかめる力		
⑤	生徒は、自ら課題を見つけ、協働的な学びを通して課題解決しようと努めている。	
⑥	生徒は、学習や取組を振り返り、自分が得意なこと（できること）と苦手なこと（できないこと）を把握し、学習の仕方に調整や改善を加えようとしている。	
【新たな価値を創造し、自己の成長につなげる生徒】・・・かなえる力		
⑦	生徒は、授業で学んだことを日常生活などで生かそうとしている。	
⑧	生徒は、郷土の「人・もの・こと」に学び、郷土を大切にしようとする気持ちを持っている。	

3　佐久間中の生徒にどんな力を身に付けてほしいと思いますか。（任意）

（様式１）

令和７年４月８日

浜松市立佐久間中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
　代表　本家　美佳　様

浜松市立佐久間中学校運営協議会
会長　髙氏　秀佳

夢育やらまいか事業に対する意見書（案）

令和７年４月８日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

１　学校運営の基本方針を具現化するための意見

○　学校運営の基本方針に沿った教育活動を推進するため，総合的な学習における「地域に関する学習」で生徒がそれぞれ設定した課題に対し，各自が探究する際に、フィールドワークや地域の方からの聞き取り調査ができるよう，当日の移動手段を準備すべきである。
⇒・昨年度大変有効であった、総合的な学習の調査活動を終日にわたって町内で実施する活動において、生徒の移動手段として、その日に町内を巡回する貸切タクシーを準備する。